

## 東京大学リサーチ・アドミニストレーター推進室内規

令和8年4月1日

プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第17条第3項の規定に基づく室としてプロボストオフィスの下に設置される東京大学リサーチ・アドミニストレーター推進室(以下「室」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 室は、「東京大学リサーチ・アドミニストレーター制度に関する実施方針」に基づき、学内関係部局との連携のもと、本制度を戦略的に推進し、もって本学の研究力強化に資することを目的とする。

(任務)

第3条 室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) リサーチ・アドミニストレーターの認定・研修に関すること。
- (2) リサーチ・アドミニストレーター制度に関する企画立案、運営及び調整に関すること。
- (3) リサーチ・アドミニストレーターに係る高度学術専門員及び高度学術専門職員の選考に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、プロボストが指名する者をもって充てる。
- 3 副室長及び室員は、室長が指名する者をもって充てる。
- 4 室長は、室の業務を総括する。
- 5 副室長は、室長を補佐し、室長が欠けたときは、その職務を代理する。

(認定委員会)

第5条 室長は、リサーチ・アドミニストレーターの認定等に関する審査を行わせるため、室の下に認定委員会を置く。

- 2 認定委員会について必要な事項は、室長が別に定める。

(事務)

第6条 室の事務は、本部学術振興企画課において処理する。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。